

プログラム使用許諾およびサポート注文スケジュール

このプログラム使用許諾およびサポート注文スケジュール(「**本注文**」)は、以下に記載する本プログラム使用許諾サポート、サービスおよび/またはパッケージサービス提供物の購入を目的としています。本注文は、以下の当事者間で締結された日(「**本発効日**」)に締結されます。

<p>(以下「パートナー」といいます)</p> <p>パートナー番号: HCL00001</p>	<p>HCL Japan Ltd. ARK Mori Building 32F EAST, 1-12-32 Akasaka Minato-ku, Tokyo 107-6032</p> <p>(以下「ライセンサー」または「HCL」)</p> <p>見積り書番号: QUO-</p> <p>作成日:</p>
---------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

本製品のライセンスを許諾したパートナーのお客様の名称および住所

<p>(以下「お客様」といいます)</p> <p>お客様番号: HCL00001</p>

注文書が必要ですか? ___はい ___いいえ

注文スケジュール

部品明細	部品番号	開始日	終了日	期間	数量	パラメータ	価格
合計料金							

税金見積額*

*税額計算は本日付けの見積りです。最終金額は変更になる可能性があり、請求書に記載されます。

この見積りは受領から 30 日後に失効します。

HCL 製品のライフサイクルおよびサポート要件に関する情報は、<https://support.hcltechsw.com/csm> をご覧ください。

1. **範囲** 本注文は、パートナーおよびその関連会社による上記のプログラムサポート、サービスおよび/またはパッケージ提供物の利用について規定するものです。本注文は、両当事者間の該当する基本契約（基本再販売契約、HCLソフトウェアコンサルティングサービス契約書 <https://www.hcltechsw.com/resources/master-agreements> で閲覧できます）、およびそれらの改訂版（「**本契約**」）に基づき作成され、ここにそれらの条件が本注文に組み込まれます。本契約がパートナーもしくはHCLの親会社またはその他の関連会社により締結された場合は、本注文の目的上、本契約が本注文の両当事者により締結されたものとみなされるものとします。本注文は以下の国に限り有効です：米国法もしくは適用法令に基づく禁輸対象、制裁対象とみなされる諸国、またはテロリスト国を除く、世界中の国（「**販売地域**」）。

2. **支払い**

a. **料金** パートナーは本注文に詳述される料金を控除、相殺、源泉徴収なく支払います。本注文に規定される場合を除き、本注文におけるすべての金額は米ドル(USD)建てとし、支払いは前払いとします。パートナーはHCLに、請求書期日から30日以内に、期限が到来した、未支払いの、本注文に基づき正当に発行された請求書金額を支払います。パートナーは、HCLが書面で指示した指定銀行口座に資金の電子送金の形で本注文に基づくすべての支払いを行います。本注文に基づく支払い期日超過額については、当初支払期日から起算して、1か月あたり1%の利息もしくは最高法定金利のうち低い方の利息を支払うものとします。本注文で規定される場合を除き、すべての料金は払い戻し不可、かつ取り消し不可です。

b. **税金** パートナーは、あらゆる物品販売税、使用税、付加価値税、GST(商品サービス税)および本注文に関連するその他の類似の税金もしくは公租公課の支払いに対し責任を負います。ただし、HCLの純利益、粗利益もしくは雇用義務に基づく税金は除きます。HCL が、いずれかの税金、料金を徴収し送金するように適用法により義務付けられる場合、適切な税金、料金を請求し、見積額を本注文に記載し、最終金額を該当する請求書に記載します。パートナーは、源泉徴収税が適用される法律で要求される場合、HCL に支払われる純支払い額が、適用される源泉徴収税を控除後に源泉徴収税が適用されなかったときと同額になるように、本注文による支払い額がその金額の分、増額され、パートナーが源泉徴収税を負担することに同意します。パートナーは、HCL の請求書上の記載にかかわらず、適用される税金と料金を期限通りに正確に支払うことについて単独で責任を負います。法律に従い 支払期間内に有効な免税証明書が提示された場合は、HCL は請求書上で必要な調整を行うものとします。免税の主張が誤っていた場合には、パートナーが責任を負うものとします。

3. **ライセンス超過** 注文スケジュールに明記されたプログラムで利用可能な場合、パートナーは本注文の実行時または本注文期間中に超過ライセンスプログラムに同意することで、この注文に関連する使用資格レベルを動的に超えることができます。お申込みのパートナーは、超過ライセンスの利用もしくは毎月リセットされる使用計測システムのいずれかをご利用いただけます。超過ライセンスは発行月の最終時点で期限が満了し、HCL は翌月のうちに 4 半期ごとの請求書を発行します。パートナーが上記に同意した場合の、超過ライセンスの利用もしくは計測使用量の月額額は以下のとおりです。同意しますか？ はい いいえ

製品名称	型番	ライセンス超過単位	ライセンス超過料金

4. **エンドユーザーライセンス** パートナーは、パートナー自らの注文書により、お客様からの製品及び/又はサポートの注文の承諾を得るものとします。当該注文書には、エンドユーザー契約（HCL のその時点での基本使用許諾契約および/またはクラウドサービス契約）を参照し、ライセンス条項として組み込むものとします。

5. **譲渡の禁止** パートナーは、本契約で規定する場合を除き、HCL の同意なしに、本注文もしくは本注文に基づくプログラム/サービスを、本注文および本契約から分離して譲渡、移転することはできません。上記に記載のない限り、パートナーによる本注文、プログラム/サポート、サービスおよび/またはパッケージ提供物の譲渡、移転の試みは無効です。

6. **雑則** 本契約の条件は本注文に組み込まれます。本注文と本契約との間に不一致もしくは矛盾がある場合、本注文が優先され規律しますが、本注文に関係する範囲に限りです。HCL から本注文を提案され、それが正当な提案である場合、承諾する範囲は本注文にて提示された条件に限定されます。パートナーが、パートナーの購入注文書、注文書、確認書、またはその他のパートナーの通信

文書を提出して本注文を提案するか、それを承諾する場合、HCLは、こうした文書に基づき確認、承諾、または全体的、部分的履行を行ったか否かにかかわらず、当該文書の追加条件もしくは異なる条件に異議を唱え、それを拒否します。HCLが請求書を発行する目的で当該文書を使用したり、参照したりする場合でも、そのような追加条件、異なる条件は、いかなるものであっても両当事者間の合意の一部とはならないものとします。

7. **完全な合意および修正** 両当事者は、本注文を読んだうえで、本注文、および本契約と併せて解釈された条件は、本注文の主題に関して両当事者間の完全で唯一の合意の表明であることに同意します。本注文は、両当事者が書面で署名する場合を除き、修正もしくは撤回することはできません。

下記に署名もしくはクリックすることで、承諾し合意しました。

署名者:

買主の署名

期日

活字体の名称

役職および組織

HCL Japan Ltd.

署名者:

HCLの署名

期日

活字体の名称

役職および組織
